

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	令和元年 第 1 号
受付日	令和元年 11 月 14 日
送付日	令和元年 11 月 14 日
答弁受理日	令和元年 11 月 27 日

文書質問書

交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	都市整備部

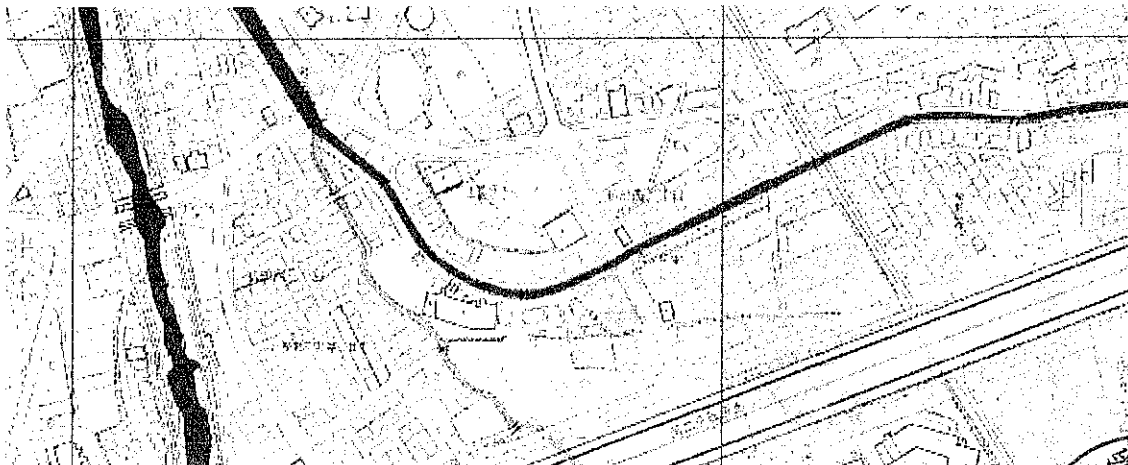
【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容を補完する程度とし、その主旨が理解できるよう具体的に記載する。

都市整備部におかれましては、日ごろより、本市まちづくりに多大にご尽力なさっておりますことに、感謝申し上げます。また、草川調整池の整備により、天野が原町 1 丁目及び天野が原町 5 丁目の浸水想定区域が改善されますこと、天野が原町 1・5 丁目自治会長としても深く感謝申し上げます。

さて、交野市内の他のポンプ場では、草川調整池のような調整池が整備されておらず、本来のポンプ場としての機能が十分に発揮されておりません。たとえば、にしゃべポンプ場は、過去、分電盤の浸水を受けたかさ上げ工事や借地の購入がなされておりますが、調整池はありません。

今般、奇遇にも、にしゃべポンプ場南側に位置する用地（ライラ交野中央の整備に伴う工事車両等の駐車に利用されていた）が売却中です。広域緊急交通路（一般道）である国道 1 号が浸水区域に含まれていることから、地方交付税交付金制度を最大限活用して用地購入・調整池整備を実施し、国土強靱化や防災・減災対策を進めるべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。



文書質問書答弁書

回 答 日： 令和元年11月27日
担当部 局： 都市整備部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本景 議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

にしゃべ川ポンプ場については、放流先が一級河川前川であることから、堤内地側に貯留施設を設けることなく放流することを基本としています。また、大阪府による河道改修事業が完了すれば、排水機能の効果の増大が見込まれる予定となっております。なお、草川調整池については、放流先の普通河川に更なる能力を求めることが困難であり、そのためポンプ排水機能の増強による改修が困難であることから、貯留させる機能として整備したものです。

以上より、にしゃべ川ポンプ場に調整池を設ける予定はございません。

以上